

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後				改正前					
別表 注1～3 (並)	第1部 品名	内 用 薬	規格 単位	別表 注1～3 (並)	第1部 品名	内 用 薬	規格 単位	薬 価 円	薬 価 円
	(あ)～(て) (と)	(略)		(あ)～(て) (と)	(略)				
	トルカブ錠160mg トルカブ錠200mg (略)		160mg 1錠 200mg 1錠	トルカブ錠160mg トルカブ錠200mg (略)			160mg 1錠 200mg 1錠	<u>9,930.50</u> <u>12,053.90</u>	<u>11,116.20</u> <u>13,493.20</u>
	(な)～(わ)	(略)		(な)～(わ)	(略)				
第2部～第4部 (略)				第2部～第4部 (略)					
	第5部	追 補	(1)						
	品名		規格 単位					薬 価 円	
	<u>(あ)</u>								
	イセルゲン錠100mg エケテリー錠300mg オオスミット小児用分散錠1mg オオスミット小児用分散錠2.5mg		100mg 1錠 300mg 1錠 1mg 1錠 2.5mg 1錠					<u>429.10</u> <u>344,822.10</u> <u>1,496.90</u> <u>3,712.20</u>	
	<u>(さ)</u>								
	ザズベイクアセル30mg セビエンス顆粒分包250mg セビエンス顆粒分包1000mg		30mg 1カプセル 250mg 1包 1,000mg 1包					<u>646.80</u> <u>16,989.40</u> <u>67,957.10</u>	
	<u>(は)</u>								
	ゾリミーンオート経腸用液 C F ゾリミーンオート経腸用液 6 ゾリミーンオート経腸用液 6 ゾリミーンオート経腸用液 8 ボラニゴ錠10mg		10ml 1瓶 15ml 1瓶 30ml 1瓶 40ml 1瓶 10mg 1錠					<u>14,079.50</u> <u>29,171.30</u> <u>58,199.30</u> <u>77,580.50</u> <u>31,791.80</u>	
	品名	注	規格 単位					薬 価 円	
	<u>(あ)</u>								
	エルゾソリス点滴静注1000µg		1,000µg 1ml 1瓶					<u>3,607.878</u>	
	<u>(さ)</u>								
	ジニオズ点滴静注500mg		500mg 20ml 1瓶					<u>611.671</u>	
	<u>(は)</u>								
	ゾーレンゾゾ点滴静注用100mg		100mg 1瓶					<u>1,284.052</u>	
	<u>(ま)</u>								
	ミンジユビ点滴静注用200mg		200mg 1瓶					<u>125.201</u>	

(5)

リゾプロフェン配合皮下注射液

リゾプロフェン5mg

リゾプロフェン45mg

外用薬

10mL 1瓶

5mg 0.5mL 1瓶

45mg 1mL 1瓶

480,046

266,843

2,327,787

薬価
目

品名

規格単位

(6)

アムピロプト懸濁性点眼液0.3%

0.3% 5mL 1瓶

577.50